

兵庫県緑の広域計画策定業務公募型プロポーザル募集に係る質問の回答

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P5	「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」における計画策定業務の実績（平成 27(2015)年度以降の実績件数）が評価項目として記載されていますが、業務完了年度が上記以降と考えてよろしいでしょうか。	業務完了年度が平成 27 年度以降のものを実績の対象とします。
2	募集要項 P1 「2 応募資格(4)」	[応募資格(4)]に定める要件を満たす実績としては、令和 7 年度末工期の業務、もしくは審査実施日(3 月 25 日)までに完了が見込まれている業務であれば該当すると考えてよろしいでしょうか。	令和 7 年度内に業務が完了するが、書類提出締切時点では業務が完了していない、もしくは完了した事を証明する書類が用意できない場合、令和 8 年 3 月 23 日 17 時までに業務が完了した事を証明する書類を提出できる場合は、実績として認めます。 この場合、当初の書類提出時点でその旨を申告し、該当書類を直接持参もしくは電子メールで提出するものとします。
3	仕様書 P3 第 3 条 業務内容 5 委員会等の対応	緑の広域計画検討小委員会は令和 8 年 3 月設置予定とありますが、まちづくり審議会および緑の広域計画検討小委員会について、初回開催日は決まっていますでしょうか。未定の場合、開催時期はいつ頃を想定されますでしょうか（例：4 月中旬等）。	業務受託後初回のまちづくり審議会は 7 月頃、緑の広域計画検討小委員会は 4 月下旬頃を想定しています。 なお、契約時期は 4 月初旬を予定していますが、国の令和 8 年度予算の今年度内成立を前提としており、国会での予算成立時期が遅れる場合には、予算成立に合わせ契約及び初回委員会も遅れることとなりますのでご承知ください。